

寺院の適切な管理運営について

▷ 事務所変更登記完了届

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（平成30年4月号）より、寺院の運営に直接関わる「願記等」の取り扱いについて掲載しております。

今号は、住居表示の実施等により寺院の所在地の呼称、地番が変更された場合に必要な手続きについて掲載いたします。

寺院の位置は変わらなくても、住居表示の実施や区画整理、市町村合併等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更される場合があります。

この場合は、『宗報』（平成30年8月号）に掲載した寺則変更承認申請及び所轄庁（都道府県知事）への規則変更認証申請は必要ありませんが、必要な手続きを経た後、事務所の所在地が変更になった旨を宗派及び所轄庁に届け出なければなりません。この宗派への変更の届け出が「事務所変更登記完了届」です。

なお、他の都道府県に境内建物を備える寺院は、所轄庁が文部科学大臣となります。

「事務所変更登記完了届」提出にあたっては、以下の流れで

手続きを行います。

1. 届出者

当該寺院の住職又は住職代務。

2. 添付書類

変更登記後の登記事項証明書〈法人〉

3. 手続きの流れ

(1) 住居表示の実施により、事務所の所在地が変更になった場合

住居表示を実施した旨の市町村長の証明書の交付を受け、これを付して法務局に事務所の変更登記の申請をします。変更登記完了後は、登記事項証明書〈法人〉の交付を受け、寺院備付の寺則第3条を訂正し、変更後の登記事項証明書〈法人〉を付して、宗派及び所轄庁宛に届け出をします。

(2) 区画整理、市町村合併等に伴い事務所の所在地の行政区画等の名称に変更があった場合

登記官の職権において事務所の変更登記がなされます。登記事項証明書〈法人〉の交付を受けた後は、住居表示の実施の場合と同様に、寺院備付の寺則第3条を訂正し、変更後の登記事項証明書〈法人〉を付して、宗派及び所轄庁宛に届け出をします。

以上をまとめると、次のようになります。

事由	変更登記	手続き方法
住居表示の実施により、事務所の所在地が変更になった場合	住居表示を実施した旨の市町村長からの証明書を付して申請する。	① 住居表示の実施をした旨の市町村長の証明書の交付を受ける。 ② 証明書を付して法務局に変更の登記申請をする。 ③ 法務局で変更された登記事項証明書〈法人〉の交付を受ける。 ④ 寺院備付の寺則第3条を訂正する。 ⑤ 宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書〈法人〉を付して届け出る。
区画整理、市町村合併等に伴い事務所の所在地の行政区画等の名称に変更があった場合	登記官の職権において変更登記がなされる。	① 法務局で変更された登記事項証明書〈法人〉の交付を受ける。 ② 寺院備付の寺則第3条を訂正する。 ③ 宗派及び所轄庁に変更後の登記事項証明書〈法人〉を付して届け出る。